

取引参加者規程施行規則

(平成14. 4. 1実施)

(目 的)

第1条 この規則は、取引参加者規程（以下「規程」という。）に基づき、当取引所が定める事項について規定する。

(取引資格の取得申請)

第2条 規程第4条第1項の取引資格の取得申請は、取引資格の取得申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格取得申請書を当取引所に提出して行うものとする。

(1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）

(2) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所の所在地

(3) 代表者名

(4) 取引資格の取得申請理由

2 前項の取引資格取得申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 定款

(2) 取引資格の取得申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、取締役の決定があったことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）にあっては、執行役の決定があったことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあっては、これらに準ずるもの。）

(3) 取引資格の取得申請者が清算資格（規程第2条の2第1項に規定する清算資格をいう。）を取得しない場合にあっては、清算受託契約を締結することについて承諾している他社清算参加者の当該承諾を証する書面

(4) 事業報告書（特別金融商品取引業者にあっては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を含む。）

(5) 前号に規定する書面に添付される計算書類に係る会計監査人の監査報告書

(6) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

(7) その他当取引所が必要と認める書類

3 取引資格の取得申請者は、当取引所が定める日までに、資格審査料50万円に、消費税額及び地方消費税額を加算して当取引所に納入するものとする。

4 特定承継取引資格取得申請者（規程第46条の3に規定する特定承継取引資格取得申請者をいう。以下同じ。）については、第2項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

5 特定承継取引資格取得申請者は、第3項の規定にかかわらず、資格審査料の納入を要しない。

(平成15. 1. 14、15. 4. 1、18. 5. 1、19. 5. 21、19. 9. 30、21. 11. 24、26. 3. 6、27. 5. 1、令和6. 1. 4変更)

(信認金を充当できる場合)

第2条の2 規程第5条第3項に規定する取引資格を喪失する取引参加者と取引資格の取得申請者の実態に差異がないと認めるときは、取引資格の取得申請者が取引資格を喪失する取引参加者から原則として全ての資産及び負債を承継し、又は譲り受ける場合で、証券業務の範囲、当取引所における注文執行体制、清算決

済体制その他の業務執行体制及びリスク管理体制、法令順守体制その他の内部管理体制等について重大な差異がないと当取引所が認めるときをいう。

(平成17.12.12追加、令和6.1.4変更)

(取引参加者証等)

第3条 規程第6条第2項に規定する取引参加者証は、商号又は名称その他の所定の事項を記載したものとする。

2 取引参加者は、取引参加者証を喪失若しくは汚損した場合又はその記載内容に変更がある場合には、当取引所に再交付を求めなければならない。この場合には、取引参加者は、所定の様式による再交付願を提出するものとする。

3 取引参加者は、規程第6条第2項に規定する公告及び取引参加者証の交付並びに前項に規定する取引参加者証の再交付に要する実費を当取引所に納入するものとする。

(届出事項)

第4条 規程第8条及び第21条に規定する当取引所への届出は、当取引所が指定するときまでに、所定の届出書に当取引所が必要と認める書類を添付して行うものとする。

第5条から第11条まで 削除(平成14.4.1、14.8.5、15.1.14、15.4.1、16.2.2、16.12.13、18.5.1、19.9.30、21.1.5変更)

(合併等の通知)

第12条 規程第20条第2項の通知は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定める事項その他当取引所が必要と認める事項について、当該行為の承認のため株主総会(株式会社以外の者にあつては、これに準ずるもの。以下この条において同じ。)の決議を行う場合は、原則として、当該株主総会の日から2週間前の日まで、株主総会の決議を行わない場合は、原則として、取締役会など会社の意思決定機関による決定の日から2週間前の日までに行うものとする。

(1) 規程第20条第1項第1号に掲げる合併

- a 合併後の株主構成及び役員構成
- b 合併の相手方となる法人の概要(当該法人の財務状況を含む。)

(2) 規程第20条第1項第2号に掲げる分割による事業の一部の他の法人への承継又は同項第4号に掲げる事業の一部の譲渡

- a 分割又は事業の譲渡後の役員構成、組織体制及び当取引所の市場における有価証券の売買等の業務の見込み
- b 分割又は事業の譲渡に係る事業の概要(当該事業に係る資産及び負債の額を含む。)

(3) 規程第20条第1項第3号に掲げる分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継又は同項第5号に掲げる事業の全部又は一部の譲受け

- a 分割又は事業の譲受け後の役員構成
- b 分割又は事業の譲受けに係る事業の概要(当該事業に係る資産及び負債の額を含む。)

(平成15.1.14、19.5.21、19.9.30、21.11.24変更)

(合併等の承認申請)

第13条 規程第20条第2項の申請は、次に掲げる事項を記載した所定の承認申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 代表者名
- (3) 当該申請に係る行為（以下「合併等」という。）の相手方の商号又は名称
- (4) 合併等の効力発生日
- (5) 合併等の理由

2 前項の承認申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 合併等の契約内容を記載した書面
- (2) 合併等に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの）
- (3) 合併等の相手方の計算書類及び事業報告（会社法第438条第1項に規定する計算書類及び事業報告をいい、株式会社以外の者にあつては、これに準ずるものをいう。）
- (4) 合併等後の純財産額及び自己資本規制比率の見込みを記載した書面
- (5) 合併等の手続きを記載した書面
- (6) 当取引所所定の「反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」
- (7) その他当取引所が必要と認める書類

（平成15.1.14、19.5.21、21.11.24、27.5.1変更）

（届出事項）

第13条の2 規程第21条第9号に規定する当取引所が別に定めるものとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 規程第20条第1項第1号に掲げる行為で、合併に際し交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、合併後存続する取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (2) 規程第20条第1項第2号に掲げる行為で、分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が、分割を行う取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの
- (3) 規程第20条第1項第3号に掲げる行為で、分割により交付する株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額及び承継により交付する社債その他の財産の帳簿価額の合計額が、分割により事業の承継をする取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの
- (4) 規程第20条第1項第4号に掲げる行為で、譲渡する資産の帳簿価額が、譲渡する取引参加者の総資産額の20分の1以下となるもの
- (5) 規程第20条第1項第5号に掲げる行為で、譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該事業を譲り受ける取引参加者の純資産額の20分の1以下となるもの

（平成21.11.24追加）

（報告事項）

第14条 規程第22条に規定する当取引所が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、所定の報告書に当取引所が必要と認める書類を添付して報告するものとする。

- (1) 法第30条第1項の認可（以下「認可」という。）の申請を行ったとき、当該申請につき認可を受け若し

くは受けられないこととなったとき、認可に条件が付せられ若しくは当該条件が変更されたとき又は認可に係る業務を廃止したとき。

- (1)の2 法第31条第4項の規定に基づく変更登録（法第28条第1項第1号に掲げる業務の廃止に係る変更登録を除く。）を申請したとき及びその変更登録を受けたとき。
- (1)の3 法第31条第2項の規定に基づく登録（法第29条の2第1項第7号イに掲げる事項に係る登録に限る。）を受けたとき。
- (2) 損失の危険の管理方法、業務分掌の方法その他の業務の内容及び方法（認可を受けた業務に係るものを含む。）を定めたとき又は変更したとき。
- (2)の2 指定親会社（法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の13第1項第6号に掲げる事項について法第57条の14の届出を行ったことを知ったとき。
- (3) 業務（金融商品取引業者にあつては、法第28条第1項第1号に掲げる業務をいう。）を休止し、又は再開したとき（認可に係る業務を休止し、又は再開したときを含む。）。
- (4) 法第35条第3項若しくは第6項の届出を行ったとき、又は法第35条第4項の承認を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき又はこれらの申立てが行われた事実を知ったとき。
- (5)の2 指定親会社について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、清算開始又は特別清算開始の申立ての事実があったことを知ったとき。
- (6) 支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったとき。
- (6)の2 指定親会社が支払不能となり又は支払不能となるおそれがある状態となったことを知ったとき。
- (7) 純財産額が1億円を下回ったとき。
- (8) 定款の変更（商号又は名称の変更（英文の商号又は名称の変更を含む。）の場合を除く。）があったとき。
- (8)の2 指定親会社の定款の変更があったことを知ったとき。
- (8)の3 事業年度の末日の変更があったとき。
- (9) 資本金の額の変更に関して取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行ったとき（外国法人にあつては、資本金の額（持込資本金の額を含む。）の変更に関して決議又は決定を行ったとき。）。
- (9)の2 指定親会社の資本金の額又は出資の総額の変更があったことを知ったとき。
- (10) 自己資本規制比率が140パーセントを下回ったとき。
- (10)の2 総株主の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数が一の個人又は他の一の法人その他の団体によって保有されることを知ったとき。
- (11) 大株主上位10名（自己又は他人の名義をもって所有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。）に関し変更があったとき。
- (11)の2 役員が他の会社その他の法人の役員に就任又は退任したとき。
- (12) 法令の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差押え、処分若しくは処罰を受けたとき又は法令の

- 規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたとき（外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令の規定により処分又は処罰を受けたときを含む。）。
- (12)の2 指定親会社が法令の規定により検査を受けたことを知ったとき及び指定親会社又は特定主要株主（法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。以下同じ。）が法令の規定により処分若しくは処罰を受けたことを知ったとき又は法令の規定による処分に係る聴聞若しくは弁明の機会の付与が行われたことを知ったとき（外国法人が指定親会社である場合にあつては、外国金融商品取引法令の規定により、処分又は処罰を受けたことを知ったときを含む。）。
- (13) 前2号に規定する検査に伴い行政官庁より改善指示等を受けたとき又は前2号に規定する検査若しくは処分に伴い行政官庁に対し改善策等を報告したとき。
- (14) 法令（外国法人である金融商品取引業者にあつては、外国金融商品取引法令を含む。）の違反に係る刑事事件について、公訴を提起されたとき又は判決等があったとき（上訴の場合を含む。）。
- (14)の2 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し法令に違反する行為又は当取引所の定款、業務規程、受託契約準則その他の規則に違反する行為が行われた事実を知ったとき。
- (15) 国内の他の金融商品取引所又は有価証券の売買若しくは外国市場金融商品先物取引を行っている外国の取引所（以下「外国の金融商品取引所等」という。）に加入又は脱退したとき（取引資格を取得したとき又は喪失したときを含む。）。
- (16) 他の金融商品取引所等（所属の国内の他の金融商品取引所、外国の金融商品取引所等、又は金融商品取引業協会（これに相当する外国の団体を含む。）をいう。以下この条において同じ。）の処分を受けたとき。
- (16)の2 前号に規定する処分に伴い他の金融商品取引所等に対し改善策等を報告したとき。
- (17) 役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。
- (17)の2 指定親会社の役員が法第29条の4第1項第2号イからリまでに掲げる者のいずれかに該当することとなった事実を知ったとき。
- (18) 金融商品取引業者の主要株主（法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下同じ。）が同条第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあつては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき）。
- (18)の2 指定親会社の主要株主が法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき。
- (19) 民事事件に係る訴え（訴訟の目的の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法（昭和26年法律第222号）による調停（調停を求める事項の価額が3億円未満のものを除く。以下同じ。）を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したとき。
- (19)の2 指定親会社が民事事件に係る訴えを提起し若しくは提起され若しくは当該訴訟について判決等があったことを知ったとき（上訴の場合を含む。）又は民事調停法による調停を申し立て若しくは申し立てられ若しくは当該調停事件が終結したことを知ったとき。
- (20) 法第56条の2に基づくモニタリング調査表を作成したとき。
- (21) 当取引所が定める上場株券・受益証券取引所内取引高報告を作成したとき。

- (22) 自己資本規制比率を記載した公衆の縦覧に供するための書面を作成したとき。
- (22)の2 法第57条の5第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
- (22)の3 最終指定親会社（法第57条の12第3項に規定する最終指定親会社をいう。以下同じ。）が法第57条の17第3項の規定に従い公衆の縦覧に供する経営の健全性の状況を記載した書面を作成したとき。
- (23) 事業報告書を作成したとき（特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の3第1項に基づく事業報告書を作成したときを含む。）。
- (23)の2 最終指定親会社が事業報告書を作成したとき。
- (24) 業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき（特別金融商品取引業者にあつては、法第57条の4に基づく説明書類を作成したときを含む。）。
- (24)の2 最終指定親会社が業務及び財産の状況に関する事項を記載した公衆の縦覧に供するための説明書類を作成したとき。
- (25) 当取引所が定める決算概況表又は中間決算概況表を作成したとき。
- (26) 本店その他の営業所又は主たる事務所その他の事務所を変更したとき。
- (26)の2 指定親会社が本店又は主たる事務所を変更したことを知ったとき。
- (26)の3 当取引所の市場における有価証券の売買等に関し使用しているシステム又は機器に障害が発生したことを知ったとき。
- (26)の4 法第57条の2第1項又は同条第6項（同項第2号に該当することとなった場合に限る。）の届出を行ったとき。
- (26)の5 指定親会社の指定があつたこと、当該指定が解除されたこと又は当該指定が効力を失ったことを知ったとき。
- (26)の6 指定親会社が他の法人と合併したことを知ったとき（当該指定親会社が合併により消滅した場合を除く。）。
- (26)の7 指定親会社の役員の変更があつたことを知ったとき（第11号の2に掲げる場合を除く。）。
- (26)の8 新たに特定主要株主に該当した者があつたこと又は特定主要株主に該当しなくなった者があつたことを知ったとき。
- (27) 前各号に掲げる場合のほか、自ら又は指定親会社が内閣総理大臣、金融庁長官若しくは証券取引等監視委員会に申請、届出、報告若しくは資料の提出を行った場合又は財務大臣、財務局長若しくは財務支局長に資料の提出、説明その他の協力を行った場合で、当取引所がその報告の必要があると認めたとき。
- (平成14.6.20、15.4.1、15.12.1、17.1.1、17.4.1、18.5.1、19.5.21、19.9.30、23.4.1、26.4.1、26.11.30、27.5.1、27.5.29、30.4.1、令和2.6.10、6.1.4変更)

（広告に関する規制）

第15条 規程第24条の規定に基づき、取引参加者は、次の各号に掲げる広告を行ってはならないものとする。

- (1) 広告の内容又は方法が商業道徳又は取引参加者としての品位を失うおそれのあるもの
- (2) 広告の内容が法令等の違反又は脱法行為と誤解されるおそれのある表示のあるもの
- (3) 広告の内容又は方法が取引参加者間の公正な競争を阻害するおそれのあるもの
- (4) 広告の内容が誇大のもの又は投資家の誤解を招くおそれのあるもの

(取引資格の喪失申請)

第16条 規程第29条の取引資格の喪失申請は、取引資格の喪失申請者が、次の各号に掲げる事項を記載した所定の取引資格喪失申請書を当取引所に提出して行うものとする。

- (1) 商号又は名称（英文の商号又は名称を含む。）
- (2) 本店又は主たる事務所の所在地
- (3) 代表者名
- (4) 取引資格の喪失申請理由

2 前項の取引資格喪失申請書には、次に各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 取引資格の喪失申請に係る取締役会議事録の写し（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定があつたことを証する書面を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定があつたことを証する書面を含み、株式会社以外の者にあつては、これらに準ずるもの。）
- (2) 取引資格の喪失に係る日程表
- (3) 取引資格の喪失に伴う顧客の取扱いについての資料
- (4) 有価証券の売買等又は有価証券等清算取次ぎの委託に基づく取引及びこれらに関する取引で未決済のもの引継ぎその他の当取引所が市場の運営上必要と認める事項に関し誓約する書面
- (5) その他当取引所が必要と認める書類

3 当取引所に取引資格の喪失の申請を行う特定破綻取引参加者（規程第46条の5に規定する特定破綻取引参加者をいう。）については、前項各号に掲げる書類のうち、当取引所が適当と認めるものについては省略することができるものとする。

（平成15.1.14、15.4.1、18.5.1、21.11.24、26.3.6、27.5.1、令和6.1.4変更）

(取引資格の喪失に係る手数料)

第17条 規程第33条第5項の規定に基づき、取引参加者は、当取引所が定める日までに、同条第1項に規定する公告に要する実費を当取引所に納入するものとする。

（平成15.4.1、21.1.24、令和2.6.10変更）

(当取引所が定める水準)

第17条の2 規程第38条第2項第3号に規定する当取引所が定める水準は、あらかじめ当取引所が定めるものとする。

（平成23.4.1追加）

(過誤のある注文に係る公表事項)

第18条 規程第27条の2に規定する当取引所が定める事項は、業務規程施行規則第32条各号に定める事項とする。

（平成19.9.30追加）

付 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 商法等の一部改正をする法律（平成13年法律第128号）附則第7条第1項の規定によりなお従前の例による

とされた転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型予約権付社債又は転換社債型新株引受権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成14年8月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月17日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成14年6月20日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月14日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年1月27日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成15年12月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成16年2月2日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において日本証券業協会に登録されていた有価証券を施行日又は施行日の翌日に預託する場合における当該有価証券の時価は、改正後の第5条第2項の規定にかかわらず、日本証券業協会が公表する午後3時現在における直近の売買価格とする。

（注）「当取引所が定める日」は平成16年12月13日

付 則

この改正規定は、平成17年1月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成17年12月12日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成18年5月1日から施行する。
- 2 この改正規定施行の前日に募集の決議があった改正前の第5条第1項第9号に規定する転換社債型新株予約権付社債については、改正後の第5条第1項第5号に規定する転換社債型新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成19年5月21日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成19年9月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年1月5日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成21年11月24日から施行し同日以後に、当取引所に対し規程第4条第1項若しくは規程第20条第2項に規定する申請又は規程第21条に規定する届出が行われるものから適用する。

付 則

この改正規定は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成26年3月6日

付 則

この改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成26年11月30日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和2年6月10日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和6年1月4日から施行する。

(変更)

[平成14.4.1、14.8.5、14.6.17、14.6.20、15.1.14、15.1.27、15.4.1、15.12.1、16.2.2、16.12.13、17.1.1、17.4.1、17.12.12、18.5.1、19.5.21、19.9.30、21.1.5、21.11.24、23.4.1、26.3.6、26.4.1、26.11.30、27.5.1、27.5.29、30.4.1、令和2.6.10、6.1.4]